

令和5年第1回議事録

黒石市農業委員会

議 事 録

1 開催日時 令和5年1月19日(木) 午前8時55分～午前9時23分

2 開催場所 黒石市産業会館4階 大会議室

3 出席委員 (13人)

会 長	11番	木 立 康 行	
会長職務代理者	10番	佐 藤 孝 文	
委 員	1番	佐 藤 陽 介	2番 今 隆 俊
	3番	石 澤 孝 知	4番 長 内 康 之
	5番	木 村 功	6番 高 橋 英 子
	7番	工 藤 勝 彦	8番 大 平 成 年
	9番	工 藤 元 伸	12番 佐 藤 国 雄
	13番	佐 山 秀 夫	

4 欠席委員 (0人)

5 出席農地利用最適化推進委員 (6人)

・浅瀬石・迫子野木地区	佐 藤 仁	・黒石地区	高 木 一 弥
・沖揚平・厚目内地区	森 山 栄 治	・山形地区	山 口 貴 佳
・六郷地区	加 藤 浩 揮	・中野地区	櫻 庭 太 志

6 欠席農地利用最適化推進委員 (0人)

7 議事参与の制限委員 (2人)

2番 今 隆 俊 13番 佐 山 秀 夫

8 付議案件

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について
議案第4号	農用地利用集積計画の決定について
協議事項第1号	農業作業標準賃金について

9 事務局職員	事務局長	中 田 憲 人
	事務局長補佐	工 藤 英 樹
	農政農地係長	福 士 博 幸
	主任主事	齋 藤 伸 恵

中田事務局長	定刻前ですが、本日、出席予定の皆様がお揃いになりましたので、会議を始めさせていただきます。 それでは、会議規則第4条の規定により、会長に議長を務めていただき進めてまいります。よろしくお願いします。
議 長	(開会のあいさつ) 黒石市農業委員会憲章の唱和を、佐藤孝文職務代理者をお願いします。
職務代理者	ご起立願います。 私が読み上げますので、一、農業委員会は、の次からご唱和をお願いします。 黒石市農業委員会憲章 一、農業委員会は、(全員で唱和) ありがとうございました。
議 長	ただいまから、令和5年第1回黒石市農業委員会総会を開会いたします。 在任農業委員中、出席委員が13人で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。 また農地利用最適化推進委員につきましても、6人が出席しております。 次に、議事録署名者並びに書記の選任についてお諮りいたします。
委 員	「議長一任」の声
議 長	議長一任の声がありますので、私から指名いたします。 議事録署名者には、12番佐藤国雄委員、13番佐山秀夫委員をお願いします。書記には事務局の工藤補佐をお願いします。 なお、総会の議案書は、事前に各委員に配付しておりますので、事務局には要点の説明をお願いします。 議案の審議に入る前に、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
齋藤主任主事	報告第1号は、農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり農地法の許可を要しない権利取得に係る届出書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 2ページをご覧ください。 令和4年12月受理分は、相続が9件、総面積67,548㎡、田が18筆36,622㎡、平畑が12筆18,896㎡、樹園地が5筆12,030㎡となっております。 以上です。
議 長	ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定に

		よる通知書の受理について」を事務局から報告をお願いします。
齋藤主任主事		報告第24号は、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。 別紙で説明いたします。 4ページをご覧ください。 受付番号29番は、浅瀬石字南田の田、2,641㎡を賃借人の都合により、令和4年12月5日に合意解約したものです。 受付番号30番は、追子野木三丁目の田、36㎡を賃貸人の都合により、令和4年12月19日に合意解約したものです。 受付番号31番は、黒石字弥九郎の田、ほか2筆合計9,118㎡を賃借人の都合により、令和4年12月21日に合意解約したものです。 受付番号32番は、赤坂字東池田の樹園地、ほか1筆合計3,954㎡を賃借人の都合により、令和4年12月23日に合意解約したものです。 以上です。
議 長		ただいまの報告について、審議事項ではありませんが、ご質問等がありましたら承ります。
委 員		「なし」の声
議 長		質問がありませんので、以上で報告を終わります。 次の議案第1号につきましては、13番佐山秀夫委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。 (佐山秀夫委員退席) それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事		議案第1号は、農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものです。 別紙で説明いたします。 今回の申請は、使用貸借権設定が1件、賃借権設定が3件、所有権移転が6件です。 6ページをご覧ください。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号9番は、大字花巻字狼森沢の樹園地、ほか3筆合計6,991㎡を経営規模拡大のため、20年間貸借するものです。 次のページへ移ります。 (2) 賃借権設定です。 受付番号22番は、大字牡丹平字観音沢の樹園地、ほか10筆合計

	13, 479㎡を新規農家として、10年間貸借するものです。 受付番号23番は、大字上十川字留岡五番の樹園地、2,649㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 受付番号24番は大字赤坂字東池田の樹園地、ほか1筆合計3,954㎡を経営規模拡大のため、5年間貸借するものです。 次のページへ移ります。 (3) 所有権移転です。 受付番号38番は、田中の田、ほか10筆合計33,999㎡を生前一括贈与により、取得するものです。親から子への経営継承となります。 受付番号39番は、小屋敷西の田、1,806㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号40番は、追子野木一丁目の畑、224㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号41番は、追子野木二丁目の畑、279㎡を耕作便利のため、売買により取得するものです。 受付番号42番は、大字株梗木字中渡の田、207㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 受付番号43番は、追子野木三丁目の畑、ほか2筆合計1,005㎡を経営規模拡大のため、売買により取得するものです。 以上の申請につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査にあたった委員より報告があります。 コロナ禍により感染予防対策のため、現地調査は事前に事務局で撮影してきた現地の写真及び職員による状況説明で実施しました。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、9番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、申請があった農地について、去る1月6日、大平成年委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、1月5日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び現地の状況説明を聞き取りしたこと並びに、申請書及び添付書類等の審査結果を報告します。 (1) 使用貸借権設定です。 受付番号9番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (2) 賃借権設定です。 受付番号22番は、新規農家としての申請のため、聞き取り調査をした内容を報告します。 現況は樹園地で、権利取得後は、りんごの栽培を行うとのことです。 借人は、貸人のもとで10年間、りんごの栽培を手伝っていましたが、貸

		人が病気で営農が困難となり、農業経営を引き継ぐことになったとのこと。 農業機械の所有状況は、トラック、運搬車、刈払機を所有しており、スピードスプレヤー、乗用草刈機を貸人から借入れするとのこと。 収穫したりんごの出荷先は、農協や弘果を考えているとのこと、生産等技術指導については、農協や周辺農家から受けるとのこと。 また、将来的に経営規模を拡大していくとのこと、農業経営に対する意欲も十分に感じられ、農地の権利を取得することに問題はないと思われます。 受付番号２３番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 受付番号２４番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は樹園地で、権利取得後はりんごの栽培が行われます。 (３) 所有権移転です。 受付番号３８番は、生前一括贈与のための申請です。 現況は田及び平畑で、権利取得後は水稻及びやさいの栽培が行われます。 受付番号３９番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号４０番は、耕作便利のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号４１番は、耕作便利のための申請です。 現況は平畑で、権利取得後はやさいの栽培が行われます。 受付番号４２番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は田で、権利取得後は水稻の栽培が行われます。 受付番号４３番は、経営規模拡大のための申請です。 現況は平畑及び田で、権利取得後は水稻及びやさいの栽培が行われます。 今回申請があった１０件は、権利を取得することで周辺農地及び農業上の利用において、影響はないものと思われます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第１号は原案のとおり決定いたします。 (佐山秀夫委員指定席に着く) それでは議案第２号「農地法第５条第１項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

	事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長	議案第2号は、農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。 内容について、別紙13ページから説明いたします。 受付番号18番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は大字牡丹平字福民北、登記地目、現況地目ともに畑、面積は3,353㎡、資材置場用地及び事業用駐車場用地として、取得し利用したいとのことです。 農地区分は、宅地化が進み近接する農地の区域が10ha未満であることで、第2種農地に該当するため、問題ないものと思われます。 受付番号19番は、申請人は記載のとおりです。 土地表示は、大字黒石字砂森、登記地目が田、現況地目が畑、面積は2筆合計495㎡、住宅建築用地として取得し利用したいとのことです。 農地区分は、鉄道の駅等を中心に半径500mで囲まれる区域のうち40%以上が宅地であることで、第2種農地に該当するため、問題ないものと思われます。 なお、申請地の詳細については、聞き取り調査を行った委員より報告があります。 以上です。
議 長	それでは、申請書及び添付書類の内容確認並びに申請地の現地調査を行った、9番工藤元伸委員に報告をお願いします。
工藤元伸委員	今回、5条申請があった土地について、去る1月6日、大平成年委員、森山栄治推進委員、私と事務局を交えて、1月5日に事務局による事前調査で撮影された現地の写真及び職員による現地の状況説明の聞き取り、並びに申請書及び添付書類等の審査をした結果を報告します。 受付番号18番は、資材置場用地及び事業用駐車場用地として取得し、利用するための申請です。 場所は、黒石中学校から北東へ約670mに位置しており、周辺の状況は、東側、西側、北側は宅地、南側は宅地及び農地です。 申請の理由について聞き取りしたところ、事業所は、青森市浪岡に置いているものの、黒石市内での事業施行が多い状況で、資材置場は借地で対応していたとのことです。 しかし、最近になって、借地の明け渡しの申し出があったため、早急に資材置場が必要になったとのことです。 資材置場の移転交渉をすすめていたところ、申請地において条件が整ったとのことです。 現況は畑ですが、平坦地であり碎石敷き均し整形後、利用するとのことです。 また、雨水排水は地下浸透及び隣接する側溝に放流するとのことです。よって、周辺への影響はないものと思われます。

		受付番号19番は、住宅建築用地として取得し、利用したいとのことです。 場所は、黒石厚生病院から約200mに位置しており、周辺の状況は、北側は道路及び農地、東側、西側、南側は農地です。 申請の理由を聞いたところ、譲受人は住宅建築の移転先を検討していたところ、譲受人の妻の叔父から申請地を譲り受けることになり、申請に至ったとのことです。 生活雑排水は、公共下水道に放流するとのことで、周辺に影響を及ぼすものはないものと思われます。 以上、今回の申請について、聞き取り及び事前調査で撮影された現地写真・事務局職員からの状況説明及び申請内容等を審査した結果、資金計画、周囲の農地への被害防止計画、土地利用計画から判断して、転用することに問題ないものと考えられます。 以上です。
議	長	ただいまの説明及び報告について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定いたします。 次に、議案第3号「農地転用許可後の事業計画変更承認申請に係る意見について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
福 士 係 長		議案第3号は、農地法第5条第1項の規定により許可された転用事業について、別紙のとおり事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。 別紙15ページで説明いたします。 受付番号1番、転用事業者、継承者は記載のとおりです。 土地表示は、大字黒石字十三森、地目は畑、面積は101㎡、申請事由は、資材置場用地、転用事業者の解散に伴う事業承継です。 転用事業者が解散のため、承継者の単独申請となっております。 この事案については、令和2年11月10日付けで農地法第5条許可申請を受けたが、事業が完了しないまま、有限会社が解散したことにより、株式会社となった事業者が改めて農地転用申請を行い、令和4年11月16日開催の第11回農業委員会総会において、許可相当の意見を決定し、申請書及び意見書の進達をしたところです。 県における農地転用許可検討会において、農地転用事業計画承認申請書の提

	出を求めるとされたことにより、継承事業者に当該申請を求め、改めて申請を受けたものです。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
佐藤国雄委員	有限会社から株式会社になったことでの農地転用許可事業計画変更承認についてもう少し詳しく説明してください。
福 士 係 長	転用業務については、有限会社の時に5条転用許可申請を行い、既に許可が降りていましたが、事業が完了しないまま有限会社が解散し、その後事業承継を行い、株式会社として法務局で社名の登記申請をしてしまいました。社名は同じですが、有限会社と株式会社は、法的に扱いが異なるため、有限会社の時の許可書は、登記申請の際に使用することができません。そのため、改めて許可申請が必要となりました。農地転用許可事業計画変更承認申請書については、有限会社から株式会社への事業承継を証明するものとして、県から依頼されたものであります。
議 長	ほかにご質問ありませんか。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「異議なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定いたします。 次の議案第4号につきましては、2番今隆俊委員が審議対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案審議開始から終了まで退席をお願いします。また、櫻庭太志推進委員の親族が審議対象となっておりますので、議事参与の制限の例に従い、退席をお願いします。 (今隆俊委員、櫻庭太志推進委員退席) それでは、議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。
齋藤主任主事	議案第4号は、黒石市長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。 今回の申請は、賃借権設定が4件、所有権移転が4件です。 別紙17ページから説明します。 (1) 賃借権設定です。

	受付番号９６番は、大字袋字村岡の田、ほか１１筆合計２，８７６㎡を１０年間１０ａ当たり１０，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号９７番は、大字二双子字野田の田、ほか７筆合計１３，８０６㎡を１０年間１０ａ当たり１５，０００円で、経営規模拡大のため、新規設定するものです。 受付番号９８番は、大字赤坂字池田の田、ほか３筆合計８，０６０㎡を５年間１０ａ当たり１０，０００円で、再設定するものです。 受付番号９９番に関しては、農地中間管理事業による新規設定となります。 受付番号９９番は、大字浅瀬石字南田の田ほか１筆、合計２，０４３㎡を１０ａ当たり１０，０００円で１０年間の設定です。 ２０ページへ移ります。 (２) 所有権移転です。 受付番号３５番は、申請人が貸借関係にあった大字黒石字十三森の田、４，３６７㎡を所有権移転するものです。 受付番号３６番は、申請人の父と貸借関係にあった、大字黒石字弥九郎の田、ほか２筆合計９，１１８㎡を所有権移転するものです。 受付番号３７番は、大字浅瀬石字山辺の樹園地、ほか２筆合計８，２０６㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 受付番号３８番は、大字赤坂字北野崎の樹園地、２，６３６㎡を経営規模拡大のため、所有権移転するものです。 以上です。
議 長	ただいまの説明について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委 員	「なし」の声
議 長	質問がありませんので、本案については、原案のとおり決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委 員 一 同	「意義なし」の声
議 長	ご異議がありませんので、議案第４号は原案のとおり決定いたします。 これで議案の審議は終了いたしました。 引き続き、協議事項に入ります。 協議事項１号「農作業標準賃金について」を協議します。 事務局の説明をお願いします。
工 藤 補 佐	協議事項第１号は、青森県最低賃金が改定されたため、農作業標準賃金について協議するものです。 別紙２３ページをご覧ください。 標準賃金にあたっては、表の右側にある近隣市町村の賃金を参考にしたほか、耕種ごとに、農業委員のみなさま及び農地所有適格法人から聞き取りしたもの

		を参考にしております。 表の右側、令和4年の黒石市の標準賃金から変更した箇所のみ説明いたします。 令和5年の表、労賃の水田及び果樹畑作の作業全般のところであります。青森県の最低賃金が、時間額822円から853円へ改定されたことにより、金額を、6,600円から6,900円へ変更いたしました。 次に、機械作業料金ですが、燃料費の高騰や近隣市町村の状況などから、耕起4,500円から5,000円、代掻4,500円から5,000円、コンバイン16,000円から16,500円、ロールベアラー4,000円から4,500円、スピードスプレーヤー5,000円から5,500円へ変更しました。 以上です。
議	長	ただいまの協議について、ご意見、ご質問等がありましたら承ります。
委	員	「なし」の声
議	長	質問がありませんので、本協議事項については、以上のとおりで決定したいと存じますが、ご異議ございませんか。
委	員 一 同	「異議なし」の声
議	長	ご異議がありませんので、協議事項第1号は、協議して決定した内容のとおりといたします。 以上で、令和5年第1回黒石市農業委員会総会を終了いたします。 午前9時23分 終了

黒石市農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年1月19日

議長 永立康行

議事録署名者 佐藤国雄

議事録署名者 佐山秀夫